

【財務運営の実績に関する評価】

令和6年度 事業経営評価

団体名	クリアウォーターOSAKA（株）	所管所属名	建設局
-----	------------------	-------	-----

中期目標	中期目標期間
	令和4年5月1日から令和9年3月31日までの4年11か月間

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)						
年度計画達成状況	指標Ⅰ	広域事業の売上高				
		R4	R5	R6	R7	R8【最終】
	目標値	－	－	520百万円	560百万円	600百万円
	実績値	388百万円	477百万円	533百万円	－	
	指標Ⅱ	税引前当期純利益				
		R4	R5	R6	R7	R8【最終】
	目標値	267百万円	287百万円	85百万円	34百万円	171百万円
	実績値	31百万円	162百万円	253百万円	－	

外郭団体の自己評価	中期計画の目標達成状況【当該事業年度】	ア	ア：達成 イ：未達成（計画の見直しは不要） ウ：未達成（計画の見直しが必要）
	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価		
	指標Ⅰについては、国を中心としたウォーターPPPの動きを好機ととらえ、府内自治体のみならず全国に向けた営業活動の強化と広域化に努めた結果、新たな契約獲得により売上高は目標を13百万円上回った。 指標Ⅱについては、広域事業の売上増のほか、大阪市包括委託業務において、令和7年1月に発生した八潮市の道路陥没事故を受け、緊急点検や空洞調査等の業務を追加で受託したこと等により委託料が増加したため、売上高が増加し、目標を168百万円上回った。業務の執行にあたっては、幹部社員が参画する包括事業進捗会議等により適切な工事の執行と細やかなコスト管理に努めた。 経営的には、大阪市包括委託契約が収益性が低い構造であることや、急激な物価高騰、人件費の増加などの影響を受け、大変厳しい状況ではあったが、目標を達成することが出来た。		
	最終目標(中期計画)達成に向けた課題及び課題解消に向けた次年度以降の取組について		
	広域事業において、令和6年度に既存の契約内容から改善点を洗い出し、契約相手方と協議のうえ具体的に見直した内容を、令和7年度の契約に反映する。また、引き続き各都市の状況に応じた的確なニーズ把握や対話による営業活動を展開し、ウォーターPPPの導入に向けた各自治体からの要請に応え、新規業務の獲得をめざす。 また、大阪市包括委託業務については、引き続き徹底した執行管理を行い、適切な工事執行や細やかなコスト管理を強く推進する。さらに、維持管理を起点に老朽化施設の改築・修繕工事への対応を加速し、効率的に推進すること等によって、業務領域の拡大をめざす。 大阪市包括委託業務において、令和7年7月（予定）のウォーターPPP（更新支援型）導入に関する契約変更に伴い、売上高に変更が生じること、また、広域事業の令和6年度実績を踏まえた売上高及び受託件数に見直すことから中期計画を変更する。		

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見
	広域事業の受託が堅調であり、全体の業績を示す税引前当期純利益も大幅に目標値を上回っていることから、経営が健全に行われている。

市の審査	中期計画の目標達成状況【当該事業年度】	ア	ア：達成 イ：未達成（計画の見直しは不要） ウ：未達成（計画の見直しが必要）
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果		
	国を中心としたウォーターPPPの動きを好機ととらえ、府内自治体のみならず全国に向けた営業活動の強化・広域化に努めたことにより、指標Ⅰの「広域事業の売上高」の目標値を達成した。 また、売上高の大部分を占める本市下水道施設の包括委託において、追加業務による売上高の増加があったことや、適切な工事執行や細やかなコスト管理を行った結果、指標Ⅱの「税引前当期純利益」の目標値を達成した。 これらにより、団体の評価は妥当であると判断する。		

市の評価	当該事業年度の指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価		
	団体が中期計画の指標とした、「広域事業の売上高」及び「税引前当期純利益」の目標はいずれも達成していることから、中期計画を順調に遂行していると評価できる。 事業活動を将来にわたって安定的かつ継続的に行っていくため、次年度以降の取組を実施するとともに、広域事業における収益構造の改善に取り組み、引き続き経営基盤の強化に努められたい。その上で、国が示すウォーターPPPの導入に向けた各自治体の動向やニーズを十分に把握し、計画的かつ着実に取組を進めることで、令和9年度以降に目標とする広域事業の売上高10億円の達成をめざされたい。		
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）		